ⅱ　二重管	5,690円
イ　カフ上部吸引機能なし	
ⅰ　一重管	3,800円
ⅱ　二重管	6,080円
②　カフなし気管切開チューブ	4,080円
⑵　輪状甲状膜切開チューブ	2,030円
⑶　保持用気管切開チューブ	6,140円
010　在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル	
⑴　２管一般(Ⅰ)	233円
⑵　２管一般(Ⅱ)	
①　標準型	561円
②　閉鎖式導尿システム	862円
⑶　２管一般(Ⅲ)	
①　標準型	1,650円
②　閉鎖式導尿システム	2,030円
⑷　特定(Ⅰ)	741円
⑸　特定(Ⅱ)	2,060円
011　在宅血液透析用特定保険医療材料（回路を含む。）	
⑴　ダイアライザー	
①　Ｉａ型	1,610円
②　Ｉｂ型	2,090円
③　Ⅱａ型	1,310円
④　Ⅱｂ型	1,820円
⑤　Ｓ型	1,890円
⑥　特定積層型	5,800円
⑵　吸着型血液浄化器（β_2－ミクログロブリン除去用）	21,500円
012　皮膚欠損用創傷被覆材	
⑴　真皮に至る創傷用	１㎠当たり６円
⑵　皮下組織に至る創傷用	
①　標準型	１㎠当たり10円
②　異形型	１ｇ当たり35円
⑶　筋・骨に至る創傷用	１㎠当たり25円
013　非固着性シリコンガーゼ	
⑴　広範囲熱傷用	1,080円
⑵　平坦部位用	142円
⑶　凹凸部位用	309円
014　水循環回路セット	1,100,000円
015　人工鼻材料	
⑴　人工鼻	
①　標準型	492円
②　特殊型	1,000円
⑵　接続用材料	
①　シール型	
ア　標準型	675円
イ　特殊型	1,150円
②　チューブ型	16,800円
③　ボタン型	22,100円
⑶　呼気弁	51,100円

Ⅸ　経過措置

⑴　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の２の５第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

133　血管内手術用カテーテル ⑵　末梢血管用ステントセット ④　生体吸収・再狭窄抑制型 （承認番号） 30700BZX00154000	令和７年12月１日から 令和９年11月30日まで	264,000円
146　大動脈用ステントグラフト ⑴　腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ④　分枝血管部分連結型 （承認番号） 30600BZX00235000	令和７年12月１日から 令和９年11月30日まで	3,840,000円

⑵　Ⅱの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

035　尿管ステントセット ⑴　一般型 ③　長期留置型	令和８年６月１日から 令和９年２月28日まで	132,000円
	令和９年３月１日から 同年５月31日まで	118,000円
	令和９年６月１日から 令和10年２月29日まで	104,000円
127　人工心肺回路 ⑶　心筋保護回路	令和８年６月１日から 令和９年２月28日まで	14,000円
	令和９年３月１日から 同年５月31日まで	12,900円
127　人工心肺回路 ⑹　個別機能品 ⑧　熱交換器	令和８年６月１日から 令和９年２月28日まで	11,400円
	令和９年３月１日から 同年５月31日まで	10,500円

○厚生労働省告示第七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第四項（同法第百四十九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第四項の規定に基づき、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎